

第9回環境影響評価審査会  
事務局資料  
令和4年9月29日

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業の修正が  
環境に及ぼす影響に係る答申  
(案)

令和4年 月 日

横浜市環境影響評価審査会

令和4年 月 日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市環境影響評価審査会  
会 長 奥 真 美

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業の修正が  
環境に及ぼす影響に係る調査審議について (答申)

令和4年7月28日環創環評第164号で諮問のありました標記について、当審査会は慎重に調査審議を行った結果、次のとおり結論を得たので答申します。

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業(以下「本事業」といいます。)は、事業者である横浜市が瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町に広域公園を整備する事業です。

本事業は令和3年6月に環境影響評価方法書(以下「方法書」といいます。)が提出され、当審査会において審議し、令和3年12月に答申しました。令和4年1月に方法市長意見書が事業者に送付され、方法書手続までが終了しています。その後、事業者は敷地面積及び形質変更区域面積を約45.2haから約64.5haへ拡張し、事業計画を修正したため、事業内容等修正届出書を提出しました。

当審査会は、この修正後の本事業(以下「新事業計画」といいます。)が環境に及ぼす影響として、方法書手続が終了している段階に鑑み、新事業計画に係る環境影響評価を行う方法について審議を行いました。

審議した結果、事業内容等修正届出書添付資料及び当審査会に提出された補足資料を踏まえると、新事業計画に係る環境影響評価を行う方法は概ね妥当であると認められます。

なお、意見を付しますので、十分に配慮されるよう申し添えます。

(附帯意見)

事業者は、事業内容等修正届出書添付資料に記載された事項及び当審査会で審議した内容を今後提出する図書に適切に反映させるとともに、次に示す事項に留意する必要があります。

- (1) 拡張する北地区については、これから公民連携の手続を行っていくことから、今後提出する図書には、具体的な想定施設を記載すること。  
なお、図書を作成する時点で新たな環境影響のおそれがある場合は、その要因を踏まえ、環境影響評価項目を追加で選定するなど適切に対応すること。
- (2) 北地区における景観の変化も把握するため、北地区の北側に調査地点を追加し、駐車場など景観の変容が大きい場所を含め、北地区とその周辺の景観の調和を適切に予測、評価すること。

■ 横浜市環境影響評価条例に基づく手続経過

令和4年7月19日	事業者は横浜市環境影響評価条例第39条第1項に基づく事業内容等修正届出書及び事業内容等修正届出書添付資料を市長に提出
令和4年7月28日	環境影響評価審査会 市長は事業内容等修正届出書の提出を受け、修正が環境に及ぼす影響について調査審議するため審査会に諮問 事務局説明（事業内容の修正に関する手続について）、事業者説明（説明資料）、質疑及び審議
令和4年9月1日	環境影響評価審査会 事務局説明（指摘事項等一覧）、事業者説明（補足資料）、質疑及び審議
令和4年9月29日	環境影響評価審査会 事務局説明（指摘事項等一覧、答申案）及び審議

■ 事業者が環境影響評価審査会に提出した補足資料

- 1 景観の調査地点について
- 2 相沢川及び和泉川の環境配慮事項の修正について
- 3 北地区の想定施設と環境影響評価項目の選定について
- 4 供用時の光害対策について

■ 横浜市環境影響評価審査会委員

- 上野 佳奈子
- ◎ 奥 真美
- 押田 佳子
- 片谷 教孝
- 菊本 統
- 五嶋 良郎
- 酒井 暁子
- 田中 稲子
- 田中 修三
- 田中 伸治
- 中西 正彦
- 藤井 幹
- 藤倉 まなみ
- 宮澤 廣幸
- 横田 樹広

◎会長 ○副会長 五十音順 敬称略